

児童手当・特例給付認定請求書

香美町長 様

提出年月日	※受付年月日
年 月 日	年 月 日

◇太枠のみご記入ください。記名押印に代えて署名することができます。

請求者	フリガナ				②性別	男・女	③生年月日	S・H 年 月 日			
	①氏名				⑤配偶者の有無	有・無	電話	- -			
	⑦個人番号				④職業	ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でない者					
	⑥住所	〒 香美町			1月1日時点の住所 (上欄と異なる場合に記入してください) (1~5月分は前年、6~12月分は本年)						
⑧払込金融機関	金融機関名			口座種別	普通	口座番号					
	支店名			口座名義人 (カタカナ)							
配偶者等	フリガナ				⑩職業	ア. 被用者 イ. 公務員 (勤務先) ウ. 被用者等でない者					
	⑨氏名					児童手当又は特例給付の支給要件の該当性を審査するため、市区町村が必要な税情報の公簿等の確認を行うことに同意します。					
	⑫個人番号				⑪住所	(⑥と異なる場合)					
		1月1日時点の住所 (上欄と異なる場合に記入してください) (1~5月分は前年、6~12月分は本年)									

◇今年度18歳になるまでの養育する児童を全員記入してください。

⑬児童	氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別	海外留学をしている場合の出国年月	住所 (同居の場合、記入不要)	監護の有無	生計関係	※児童との関係で、該当する場合に○印	※支給区分
			年 月 日	同・別	年 月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	
			年 月 日	同・別	年 月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	
			年 月 日	同・別	年 月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	
			年 月 日	同・別	年 月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	
			年 月 日	同・別	年 月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	

⑭加入している公的年金制度の種別			⑮譲渡所得の有無		有・無		※認定・却下日	
ア. 厚生年金保険		イ. 国民年金		⑯扶養親族等及び児童の数			人	
※以下の共済組合の組合員である場合は()内に○を記入してください。				〔うち70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数〕			人	
() 私立学校教職員共済		ウ. その他()		⑰所得の状況			年分所得額	
() 国家公務員共済							円	
() 地方公務員等共済								

※審査	年分所得の合計額		控除後の所得額	所得制限限度額	※区分	※手当月額	
	円		円	円	・児童手当	①3歳未満分	
	雑損控除額		医療費控除額	小規模企業等掛金控除額		②3歳以上小学校修了前分	
	円		円	円	・特例給付	③中学生分	
	障害者控除額		寡婦・寡夫・勤労学生控除額	児童手当施行令第3条第1項による控除		計	
円		円	80,000円			円	

※申請理由		※添付書類		※受付窓口	※入力者印
出生	その他	振込口座写し	申立書()	福祉・村岡・小代	
転入	()	離婚協議証明			
受給者変更					
※個人番号確認	個人カ・通知カ・住民票写し・他()				
※本人確認	1点: 個人カ・免許・身障手・在留カ・特住永住証・旅券・他()				
	2点: 保険証・介護・福祉医療証・年金(手・証)・学生証・聴き取り・他()				

※印の欄は、記入しないでください。

(注意)

- 1 ①の欄は、請求者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
- 2 ⑥の欄は、請求者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を記入してください。
また、請求者が個人であり、本年(1月から5月までの月分については、前年をいいます。)1月1日に他の市町村(特別区を含みます。以下同様です。)に住所を有していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。
- 3 ⑦の欄は請求者が個人である場合のみ12桁の個人番号を記入してください。
- 4 ②、③、④、⑤、⑭、⑮及び⑰の欄は、請求者が法人である場合は記入する必要はありません。
- 5 ⑨、⑩、⑪及び⑫の欄は、2人以上で児童を養育(監護し、かつ、生計を同じくするかまたは生計を維持することをいいます。以下同様です。)している場合に記入してください。「配偶者等」とは、児童を養育をする配偶者、未成年後見人等をいいます。なお、配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。
⑪の欄は、配偶者等が他の市町村(特別区を含みます。)に住所を有する場合に住民票上の住所を上欄に記入してください。また、配偶者等が本年(1月から5月までの月分については、前年をいいます。)1月1日に上欄と異なる市町村に住所を有していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。
- 6 ⑬の欄は、請求者が養育をする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 7 児童が海外に留学している場合は、⑬の「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか(出国した年月)を記入してください。
- 8 ⑬の「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
ア「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
イ「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 9 ⑭の欄は、請求者の請求の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。
ア 加入している公的年金制度について、「ア」から「ウ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「ウ」を○で囲んだ場合は、()内にその年金の名称を記入してください。
イ「ア」を○で囲んだ場合で、第四種被保険者又は高齢任意加入被保険者(これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限り)であるときは、当該欄の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。
- 10 ⑯の欄は、市町村民税又は特別区民税における同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を、また[]内には、このうち70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数を記入してください。
なお、請求者の親族ではないが、前年の12月31日に請求者が生計を維持した児童があった場合は、その数を加えた数を記入してください。
いずれもない場合は、「0」と記入してください。
- 11 ⑰の欄は、請求者の前年(1月から5月までの月分については、前々年をいいます。以下同様です。)の所得についての市町村民税又は特別区民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額及び短期譲渡所得金額(譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額)並びに先物取引に係る雑所得等の金額の合計額から8万円を控除した額を記入して下さい。
なお、市町村民税又は特別区民税で雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、障害者控除、寡婦(寡夫)控除(当該控除のみなし適用を申請する場合は、その額を控除した額)又は勤労学生控除を受けた場合は、それぞれの額を更に控除した額を記入して下さい。
- 12 この請求書には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等(マイナンバー制度による情報連携を含みます。)によって市町村民長(特別区の区長を含みます。以下同様です。)が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
ア 児童が他の市町村(特別区を含みます。)に住所を有する場合は、その児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主ある場合はその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
イ 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
ウ 児童が請求者自身の子であり、請求者がその児童と別居している場合は、請求者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
エ 請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
オ 請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
カ 児童が請求者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び請求者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類(請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。)
キ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
ク 請求者が本年(1月から5月までの月分については、前年をいいます。)1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、請求者の前年の所得の額と、その所得に係る市町村民税又は特別区民税における控除対象配偶者及び扶養親族の有無と数についての市町村民長の証明書
ケ 「10」の後段に該当する児童があった場合は、その事実を明らかにすることができる書類
コ 請求者が寡婦(寡夫)控除のみなし適用の申請を行う場合は、その事実を明らかにすることができる書類
サ 請求者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類